平成 28 年 3 月 23 日

株主各位

東京都調布市調布ヶ丘三丁目５番地１
株 式 会 社　　共 和 電 業
代 表 取 締 役 社 長　　舘 野　　稔

「第 69 期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

平成 28 年 3 月 15 日付にてご送付申し上げました当社「第 69 期定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部修正すべき事項がございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記の通り修正のご連絡をさせて頂きます。

記

【修正箇所】（修正箇所には下線を付しております。）

株主総会参考書類

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

（62ﾍﾟｰｼﾞ）

[修正前]

当社の取締役の報酬額は平成 19 年 3 月 29 日開催の第 60 期定時株主総会において、年額 200,000 千円以内とご承認をいただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第 361 条第１項および第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額 200,000 千円以内と定めることとさせていいただきたいと存じます。

（以下省略）

[修正後]

当社の取締役の報酬額は平成 19 年 3 月 29 日開催の第 60 期定時株主総会において、年額 200,000 千円以内とご承認をいただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第 361 条第１項および第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額 200,000 千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

（以下省略）

以　上